

社会福祉法人さつき会 つつじ苑短期入所生活介護事業所 契約書

様（以下、「利用者」といいます）とつつじ苑短期入所生活介護事業所（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護サービスについて、次のとおり契約します。

第一章 総則

○ 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、短期入所生活介護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

○ 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、本書契約締結日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約の満了日7日前までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新（継続）されるものとし、以後も同様とします。

○ 第3条（事業所の概要）

事業所の概要（運営の方針、職員の体制、サービスの内容等）は、重要事項説明書に記載したとおりです。

○ 第4条（短期入所生活介護計画の作成・変更）

- 事業者は、利用者が3泊4日以上継続して入所する場合には、利用者の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境及び希望を踏まえ、速やかに「短期入所生活介護計画」を作成します。
- 2 短期入所生活介護計画には、本事業所で提供するサービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
 - 3 事業者は、利用者の居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、その内容に沿って短期入所生活介護計画を作成します。
 - 4 事業者は、次のいずれかに該当する場合、短期入所生活介護計画の変更を行います。
 - 一 利用者の心身の状況等の変化により、当該短期入所生活介護計画を変更する必要がある場合
 - 二 利用者が短期入所生活介護サービスの内容や提供方法等の変更を希望しかつ、それが第1条の目的にかなう場合
 - 5 事業者は、利用者及び代理人等に対し、短期入所生活介護計画の内容等について説明し、その同意を得るものとします。

○ 第5条（短期入所生活介護サービスの内容及びその提供）

事業者は、前条により作成された短期入所生活介護計画に基づき、利用者に対し短期入所生活介護サービスを提供します。ただし、短期入所生活介護計画を作成する必要がない場合、事業者は利用者の有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。各種サービスの内容は重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 事業者は、短期入所生活介護サービスの提供終了後、サービスの内容を書面等でご利用者・家族へ報告します。
- 3 事業者は、短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、この契約終了日より2年間保管します。
- 4 利用者は必要がある場合に、事業者に対し前項の記録の閲覧及び複写物の交付を求めることができます。ただし、この閲覧及び複写物の交付は事業者の営業時間内にその事業所にて行うこととします。

○ 第6条（短期入所生活介護サービスの利用）

利用者が利用するサービスの具体的内容は、サービス利用の申込みの都度、事業者との合意により決定するものとします。

- 2 利用者は、事業者が提供するサービスの利用にあつたては、利用を希望する期間の初日の2ヵ月前から、事業者に対して利用する期間を明示して申し込むことができます。
- 3 前項の申し込みに対して、事業者は居室が確保できないなど正当な理由がない限り、利用者の利用申し込みを断りません。
- 4 利用者は、事業者の施設を利用するにあたり、重要事項説明書に記載されている留意事項および施設が定める規定等に従います。

○ 第7条（身体的拘束その他の行動制限）

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、過度な薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。

- 2 事業者が、前項により利用者の行動を制限する場合は、利用者又はその代理人等に対し事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し同意を得ることとします。
また、この場合事業者は事前又は事後速やかに、利用者の代理人等に対し十分説明します。
なお、サービスの提供記録にその内容を記載します。

○ 第8条（運営規定の遵守）

事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、利用者に対しても本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

- 2 利用者は、前項の変更に参加することができない場合は本契約を解約することができます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

○ 第9条 (料金)

事業者が提供する短期入所生活介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 利用者は、サービスの対価として前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を事業者に支払います。
- 3 事業者は、当月利用料金合計額の請求書に明細を付して、翌月10日前後までに交付します。
- 4 利用者は、当月利用料金合計額を翌月末日までに施設窓口への現金支払い・施設指定の金融機関への振込み・口座振替方法で支払います。
- 5 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- 6 事業者は、提供する短期入所生活介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。

○ 第10条 (利用料金の変更)

利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、重要事項説明書に記載された額に変更することとします。

- 2 利用者の経済的事項の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
- 5 前3項、前4項の変更があった場合は、契約者に事前に通知するものとします。
- 6 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

○ 第11条 (サービスの利用中止)

利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日午後5時までに通知することによりキャンセル料を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- 2 利用者が利用開始予定日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して重要事項説明書に定めるキャンセル料の支払いを求めすることができます。
- 3 利用者は、事業者に対して申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- 4 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中であってもサービスを中止することができます。
- 5 利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第三章 事業者の義務等

○ 第12条 (連携)

事業者は、短期入所生活介護サービスの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

2 事業者は、事業者からこの契約を解約する場合には、事前に介護支援専門員に連絡します。

○ 第13条 (秘密保持)

事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。

○ 第14条 (虐待防止)

利用者の人権の擁護・虐待防止のための指針の作成・委員会の開催・職員に対する研修の実施を行います。指針の作成等、適切に実施するために、担当者の配置を備えた体制と虐待を防止するための研修等の実施を行います。

○ 第15条 (安全対策)

事故防止のための指針の作成・委員会の開催・職員に対する研修の実施を行います。指針の作成等、適切に実施する為に、担当者の配置を備えた体制に加え、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えます。

○ 第16条 (禁止行為・ハラスメント)

ハラスメント行為等により、事業者と利用者（家族）が健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することもあります。

○ 第17条 (緊急時の対応)

事業者は、現に短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡をとる等必要な処置を講じます。

○ 第18条 (非常災害時の対応)

非常災害（天災や感染症等）に備え計画を策定し、年3回以上の訓練を実施します。天災やその他の災害等が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執ります。

○ 第19条 (相談・苦情対応)

1 利用者は、事業所より提供されたサービスに関して苦情があるときは、事業所、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護に関す

る利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ誠実に対応します。また、事業者は利用者が苦情を申し立てたことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

3 事業所の苦情相談窓口は重要事項説明書のとおりです。

○ 第20条（賠償責任）

事業者は、サービスの実施にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対して速やかにその損害を賠償します。ただし、事業所の故意または過失によらない場合はこの限りではありません。

第四章 利用者の義務

第21条（協力義務）

利用者は、事業者が利用者のため短期入所生活介護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

○ 第22条（代理人）

利用者は、代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

○ 第23条（身元引受人及び連帯保証人）

代理人は、利用者の本契約に起因する債務に関する連帯保証人としての義務を負うものとします。

1 利用者の残置物や利用料等滞納があった場合に備え、その残置物一切の引き取り、及び債務の保証人として定め、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

2 前項の負担は、極度額30万円を限度とします。

3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

4 連帯保証人の請求があったときには、事業者は連帯保証人に対し遅滞無く利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

第五章 契約の終了

○ 第24条（契約の終了）

利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、事業者は利用者に対して、7日間の予告期間において文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

① 利用者が事業者を支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず30日以内に支払われない場合。

② 利用者またはその家族等が、当事業所や職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（利用者が故意又は、重大な過失により事業者や職員又は、他利用者等の生命、心身、財物、信用を傷つける行為等）やハラスメント行為により他者及び事業者への損害

になると判断され、文章での通知にて契約を解除させて頂く場合。

- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第六章 その他

○ 第25条（本契約に定めない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

○ 第26条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

社会福祉法人さつき会
つつじ苑短期入所生活介護事業所
指定短期入所生活介護重要事項説明書
指定介護予防短期入所生活介護重要事項説明書
＜ 令和6年4月1日現在 ＞

～目次～

1. サービスについての相談窓口
2. 運営の方針
3. 施設の概要
4. サービス内容
5. 利用料金
6. サービスの利用方法
7. 緊急時の対応方法
8. 看取りケア
9. 非常災害対策
10. 虐待防止
11. 身体拘束
12. 安全対策について
13. 禁止行為について（ハラスメント）
14. 身元引受人及び連帯保証人について
15. サービス内容に関する相談・要望・苦情
16. 第三者による評価の実施状況
17. 当法人の概要

事業所番号：千葉県第1273100071号

所在地：千葉県富津市上飯野1426番3

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0439-87-6101 (午前8:30～午後5:30まで)
 担当者氏名 小原 一樹 (*ご不明な点はお気軽にお聞きください。)

2. 運営の方針

当事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活上の世話及び維持、並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るよう支援いたします。利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. つつじ苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所名	社会福祉法人さつき会 つつじ苑短期入所生活介護事業所
所在地	千葉県富津市上飯野1426番3
事業者番号	指定短期入所生活介護 千葉県 第1273100071号
通常の送迎の実施範囲	富津市・君津市・木更津市・袖ヶ浦市
管理者名	増田 智代美
電話番号・FAX番号	TEL 0439(87)6101・FAX 0439(87)6155
ホームページ	s-satsukikai.or.jp

(2) 当事業所の職員体制

併設従来型介護老人福祉施設(定員50名)と併設ユニット型介護老人福祉施設(定員40名)の職務を法令に基づき兼務する事が出来る。

※下記職員数は併設従来型介護老人福祉施設の定員を含めた定員数で計算(合計80名)

職種	資格	人員基準(定員数計算)	業務内容
管理者		1名以上(常勤)	従業者及び業務全般の管理
医師	医師	1名以上	利用者の健康管理
生活相談員	社会福祉士・介護福祉士 又は社会福祉主事	1名以上(常勤)	利用者からの相談及び他機関との連絡調整業務
看護職員	看護師又は准看護師	3名以上(常勤)	利用者の健康管理及び指導を行う
介護職員	介護福祉士含む	24名以上(常勤換算)	入浴・食事・排泄等日常生活上の介護を行う
栄養士	管理栄養士又は栄養士	1名以上(常勤)	食事の提供及び栄養管理、栄養相談等
機能訓練指導員	看護師又は准看護師等	1名以上(常勤)	身体機能の維持・向上に必要な訓練を行う
事務職員		1名以上	事務管理
介護支援専門員	介護支援専門員	1名以上	短期入所生活介護計画の作成を行う
その他		必要数	

(3) 当事業所の設備の概要

定員 短期入所30名(指定介護予防短期入所生活介護を含む)				
居室	4人室	7室	医務室(併設施設と共用)	1室
	個室	2室	食堂	1室
静養室		1室(併設施設と共用)	機能訓練室	1室
浴室	個浴槽・一般浴槽と特殊浴槽があります。		スプリンクラー・冷暖房	全館

- (4) ①男性介護職員の有無・・・有 ②従業員への研修の実施・・・有
 ③サービスマニュアルの作成・・・有 ④損害保険加入・・・有

4. サービス内容

①食 事

朝食 8時00分～ 昼食 12時00分～ 夕食 18時00分～
 ※自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で食事をお取りいただくよう努めます。

※療養食の提供について（本人負担は法令で定める額の1割）
 当事業所では主治医の指示により、法令に規定された治療食を提供します。

②介 護

ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。
 着替え介助・排泄介助・施設内の移動付き添い・体位変換・シーツ交換等

③入 浴

原則として、週に最低2回入浴していただきます。
 ただし、状態に応じて特別浴（シャワー浴等）または清拭となる場合があります

④機能訓練

利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を維持し、またその減退を防止するための訓練を行います。

⑤レクリエーション

当事業所では、事業所内・外等での行事を行っています。行事によっては別途、参加費（実費）がかかるものもございます。

⑥健康管理

利用者の健康管理を行います。

⑦理美容

当事業所では、業者による出張サービスを実施しています。費用は別途かかります。（実施日については事業所へご確認ください。）

※施設利用にあたっての留意事項

- ・面会について・・・9：00～19：00 体調確認のご協力をお願いします。
 ※地域の感染症等の状況により変更がございます
- ・外出について・・・外出（病院受診等）事前に外出時間及び外出先をご連絡ください。
- ・喫煙について・・・原則禁止とさせていただきます。
- ・設備・器具の利用・・・事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用による破損等が生じた場合、弁償して頂く場合があります。
- ・金銭・貴重品管理・・・当事業所では、原則として金銭及び貴重品の管理はいたしません。特別な事情等がある場合は相談員にご相談ください。
- ・施設外の受診・・・当事業所では、原則 病院等への受診（送迎・付添）は行いません。但し、サービス提供中に利用者の体調や容体に急変が生じた場合には速やかに主治医及び家族等へ連絡を行い必要な措置を講じます。家族等への連絡が取れない場合に承諾を待たずに、しかるべき緊急通院措置を取らせて頂くことがあります。あらかじめご了承ください。
- ・宗教活動等・・・事業所内での他利用者等に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ・動物の飼育・・・ペットを持ち込んでの利用はお断りします。

5、利用料金

(1) 介護給付によるサービス料金（介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。）

① 施設サービス費（介護報酬）1日あたり 令和6年4月1日より 単位：円

※下記は1割負担の場合。

多床室	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (多床室)	4,510	5,610	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
介護保険から給付される額	4,059	5,049	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956
自己負担額(1割)	451	561	603	672	745	815	884

従来型個室	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (従来型個室)	4,510	5,610	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
介護保険から給付される額	4,059	5,049	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956
自己負担額(1割)	451	561	603	672	745	815	884

長期間の利用について

加算名	単位	算定要件
長期利用者に対する短期入所生活介護を提供する場合	所定単位数から1日につき30単位を減算	連続して30日を超えてかつ60日を超えて同一の短期入所生活介護を提供した場合、所定単位数から減算を行なう。

② 加算利用料 (単位：円) ※自己負担金は負担割合に応じて変動します。

要介護度に関係なく 1日あたり	基本料金	自己負担金 (1割負担の場合)	備考
機能訓練体制加算	120円	12円	機能訓練指導員配置
看護体制加算Ⅰ	40円	4円	常勤看護師1名配置
看護体制加算Ⅱ	80円	8円	配置基準より1名多く配置
看護体制加算Ⅲイ	120円	12円	要介護3以上を70%以上受け入れる
看護体制加算Ⅲロ	60円	6円	
看護体制加算Ⅳイ	230円	23円	
看護体制加算Ⅳロ	130円	13円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220円	22円	※左記は体制の状況によりいずれか一つの加算となります。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180円	18円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円	6円	
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	130円	13円	人員基準+1名以上の介護職員、看護職員を夜間に配置
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	150円	15円	看護職員、または喀痰吸引をできる介護職員を配置。
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	30円	3円	利用者の総数のうち、日常生活自立度Ⅲ以上の者が5割以上を占める 認知症専門ケア加算Ⅰを満たし、認知症介護指導者修了者を修了した者を1人以上配置
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	40円	4円	
緊急短期入所受入加算	900円	90円	居宅サービス計画にない緊急利用時
口腔連携強化加算	500円	50円	口腔の健康状態の評価実施、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供を行った場合。

要介護度に関係なく加算対象となる方1回あたり	基本料金	自己負担金 (1割負担の場合)	備考
療養食加算(1回)	80円	8円	1日3食を限度
看取り連携体制加算	640円	64円	看取り期における対応方針を定め、利用者要件・事業所要件に該当した場合、7日を限度

要介護度に関係なく加算対象となる方1日あたり	基本料金	自己負担金 (1割負担の場合)	備考
認知症行動心理症状緊急対応加算	200円	20円	入所日より7日限度
若年性認知症利用者受入加算	120円	12円	認知症行動心理症状緊急対応加算算定の場合は加算なし
在宅中重度者受入加算①	4210円	421円	看護体制加算Ⅰ算定の場合
在宅中重度者受入加算②	4170円	417円	看護体制加算Ⅱ算定の場合
在宅中重度者受入加算③	4130円	413円	看護体制加算Ⅲ算定の場合
在宅中重度者受入加算④	4250円	425円	看護体制加算なしの場合
医療連携強化加算	580円	58円	利用者要件・事業所要件に該当した場合

要介護度に関係なく加算対象となる方1月あたり	基本料金	自己負担金 (1割負担の場合)	備考
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1000円	100円	3月に1回を限度 併算定は不可
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2000円	200円	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1000円	100円	見守り機器等のテクノロジーを 複数導入していること。 見守り機器等のテクノロジーを 1つ以上導入していること。
生産性向上推進体制換算(Ⅱ)	100円	10円	

令和6年5月までの加算

介護職員等ベースアップ等支援加算	基本単価+加算単価に1.6%加算		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	基本単価+加算単価に2.7%加算		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本単価+加算単価に8.3%加算	いずれか一つ加算	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	基本単価+加算単価に6.0%加算		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	基本単価+加算単価に3.3%加算		

令和6年6月からの加算

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	基本単価+加算単価に14%加算	いずれか一つ加算	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	基本単価+加算単価に13.6%加算		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	基本単価+加算単価に11.3%加算		
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	基本単価+加算単価に9.0%加算		

③加算利用料(要介護度に関係なく1日、又は1月あたり) (単位:円)

※下記の料金は介護保険給付の扱いに応じた算定方法となります
下記加算対象となった場合には、変更後の加算算定を致します

送迎1回あたり	基本料金	自己負担金 (1割負担の場合)	備考
送迎加算(片道)	1840円	184円	
富津市・君津市・木更津市・袖ヶ浦市以外にお住まいの方は当該区域より1km増す毎に50円及び有料道路利用料金実費いただきます。			

富津市地域加算(7級地)	①施設サービス費+②加算利用料に10.17を乗じる		
--------------	---------------------------	--	--

※上記の料金は介護保険法令等関係諸法令改正により変動する場合があります。

※上記の一日あたりのサービス費及び加算利用料の算定については、サービス提供体制等により変動する場合があります。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、基本料金全額をお支払ください。利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス料金

- ① 滞在費 多床室 (4人部屋) 1日あたり 1,000円
従来型個室 (1人部屋) 1日あたり 1,260円
- ② 食費 朝食 350円 昼食 650円 夕食 600円
※但し上記①②について、負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載してある負担限度額とします。
- ③ 特別な食事の提供・・・実費相当額
- ④ その他の日常生活費・・・実費相当額
- ⑤ 利用者に対する理美容サービス・・・実費相当額
- ⑥ 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供、レクリエーション行事・・・実費相当額
- ⑦ 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等・・・実費相当額
- ⑧ その他利用者が負担することが適当と認められるもの・・・実費相当額

(3) キャンセル料

利用開始予定日以前の中止

入所前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
② 入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	ご利用者の要介護度に応じた1日あたりの施設サービス費の額

(4) 利用の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(5) 基本料金の減免措置

社会福祉法人利用者負担額軽減制度(市町村への申請により市町村が軽減対象者と認めた場合)

(6) 支払方法

事業者は、当月利用料金合計額の請求書に明細を付して、翌月10日前後までに送付します。

利用者は、当月利用料金合計額を翌月末日までに施設窓口への現金支払い・施設指定の金融機関への振込み(請求書記載の口座・振り込み手数料は利用者負担)・口座振替方法で支払います。

お支払いただきましたら、領収書を発行いたします。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

申し込みは、当事業所相談員へご相談ください。

当事業所を初めてご利用される前に健康診断書(指定の用紙あり)の提出をお願いしております。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

※感染症を発症し、他のご利用者に感染の恐れがあるような場合には、ご利用をお断りします。

(2) サービスご利用期間・・・短期入所生活介護計画に沿ってサービスの提供を致します。

(3) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合。

- ・実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。※この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

③その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払わない場合。
- ・利用者や家族等が当事業所や職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為（利用者が故意又は、重大な過失により事業所や職員又は、他の利用者等の生命、心身、財物、信用を傷つける行為等）やハラスメント行為により他者及び事業所への損害になると判断された場合は文章で通知することにより、契約を解除させて頂く場合がございます。
- ・やむを得ない事情により施設を閉鎖、もしくは縮小する場合。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

7. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡をする等必要な処置を講ずる他、家族の方に速やかに連絡致します。

※緊急連絡先・かかりつけの病医院

緊急連絡先①		続柄		電話番号	
緊急連絡先②		続柄		電話番号	
緊急連絡先③		続柄		電話番号	
主治医・氏名				電話番号	

8. 看取りケア

当事業所では、看護職員が夜間等、看護職員の不在時でも24時間の連絡体制を定め、必要に応じ緊急の呼び出しに応じて出勤対応可能な体制を整備しており、また「看取りに関する指針」を定めて、看取りケアに関する職員研修を行います。

9. 非常災害対策

非常災害（天災や感染症等）に備え必要な具体的計画（事業継続計画）の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備・避難・救出訓練の実施・蔓延予防（クラスター）策等の対策に万全を期します。

(1) 関係機関への通報及び連携体制の整備

火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等の協力体制作りに努めます。

(2) 非常災害に関する具体的計画（事業継続計画）

消防計画及び風水害、地震等の災害や感染症に対処・事業継続するための計画であり、この場合、事業継続計画の策定及びこれに基づく業務の実施は防水管理責任者及び災害対策責任者（感染症対策責任者）を定め、計画に準ずる避難・救出・復旧・感染対策計画の樹立等を行ないます。

(3) 災害対策訓練、感染症研修の実施

災害対策訓練・感染症の予防及び蔓延防止の為の研修や訓練の実施に当たり、できるだけ地

域住民の参加が得られるよう努め、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保します。訓練の実施に当たり、消防関係者等の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとし、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。

(4) 感染症対策

感染症の予防及び蔓延しないように必要な措置を講じます。食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(5) その他

- ・災害時の対応…防火管理責任者及び災害対策責任者（感染症対策責任者）の計画により対応
災害本部の設置・職員の緊急招集等
- ・防災設備…非常電源装置、非常火災報知システム、スプリンクラー消火設備、ヘルメット、
防災頭巾、ポータブルトイレ、テント、屋内消火栓、非常誘導灯、非常口の設置
- ・防災備蓄…非常用食料、飲料水、医薬品（マスク・消毒液）等の備蓄
- ・防災訓練…年3回実施
- ・災害対策責任者 増田 智代美（感染症対策責任者）
- ・防火管理責任者 小原 一樹

10. 虐待防止

(1) 利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待を防止するための従事者に対する研修を実施
- ②利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止の為に必要な措置

(2) サービス提供中に、当事業所職員又は、養護者による虐待を受けたものと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報するものとします。

11. 身体拘束

(1) 事業所では、原則利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する事を行いません。しかし、本人・家族希望、または当該利用者、他の利用者等の生命または、身体を保護する為、緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的等を記載し、同意して頂きます。その後、経過観察記録を作成し随時、再検討し改善に努めます。

(2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（リモートを活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員周知徹底を図るものとします。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的に行います。

12. 安全対策について

(1) 事故防止のための指針の作成・委員会の開催・職員に対する研修の実施を行います。

(2) 指針の作成等、適切に実施する為に、担当者の配置を備えた体制に加え、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えます。

13. 禁止行為について（ハラスメント）

利用者・家族等のハラスメント行為等により、事業所と利用者（家族）が健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することもあります。

(1) 身体的暴力

他者及び事業所（職員）に対して行う暴言・暴力等の迷惑行為。
（たたく・蹴る・ものを投げつける・唾を吐く等）

(2) 精神的暴力

他者及び事業所（職員）に対して個人の尊厳や人格を言葉や態度等により傷つけたりおとしめたりする行為。

（大声を発する・怒鳴る・特定の職員に嫌がらせする・理不尽なサービスを要求する等）

(3) セクシャルハラスメント

他者及び事業所（職員）に対して意に添わない性的な誘い掛け、好意的な態度の要求、性的な言動等による精神的苦痛を伴う行為。

（必要もなく手や腕を触る・抱きしめる・不快感を与える性的な言動をする等）

(4) サービス利用中に他者及び事業所（職員）の写真や動画の撮影、音声等の録音を無断で行う行為。また、SNS等へ無断で掲載すること。

（事業所外での吹聴・個人情報や画像、動画等の SNS 等での拡散等）

1 4. 身元引受人及び連帯保証人について

(1) 契約締結にあたり、身元引受人、連帯保証人の設定をお願いしています。

(2) 身元引受人、連帯保証人とは、本重要事項説明書及び契約における「代理人」とし、「代理人」とは、家族又は、縁故者もしくは成年後見人等とします。

(3) 身元引受人の職務は、次の通りとします。

- ・利用者の残置物や利用料等滞納があった場合に備え、その残置物一切の引き取り、及び債務の保証人として定め、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- ・前項の負担は、極度額30万円を限度とします。
- ・連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は、連帯保証人が死亡したときに確定するものとします。
- ・連帯保証人の請求があったときには、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者全ての債務の額等に関する情報を提供します。

1 5. サービス内容に関する相談・苦情

①当事業所利用者相談・苦情担当

担当 特別養護老人ホームつつじ苑 生活相談員 中谷 美香 電話 0439-87-6101
又は、さつき会利用者相談窓口 電話 0438-62-7740

②その他 上記以外に、相談・要望・苦情等は下記までお申し出下さい。

- ・富津市役所 介護福祉課 : 0439-80-1262
- ・千葉県運営適正化委員会 : 043-246-0294
- ・千葉県国民健康保険団体連合会 : 043-254-7428
- ・第三者委員 飯田 康 : 0439-52-0211
川名 克弘 : 0438-60-2880

1 6. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況

アンケート調査、意見箱等利用者の意見を把握する取り組み			あり
千葉県福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし
その他機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

17. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 さつき会
代表者 役職・氏名	理事長 矢田 高裕
本部所在地	千葉県袖ヶ浦市神納字寒沢 4 1 8 1 番 2 0
電話番号	0 4 3 8 - 6 2 - 6 1 5 1
法人設立年月日	昭和 6 1 年 9 月 1 1 日

令和 年 月 日

短期入所生活介護利用にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて必要な事項を説明しました。

上記の契約を証する為、本書 2 通を作成し、利用者、代理人が記名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

事業者	
所在地	千葉県富津市上飯野 1 4 2 6 番 3
名称	社会福祉法人 さつき会
	つつじ苑短期入所生活介護事業所 千葉県 第 1273100071 号
管理者	増田 智代美 印
説明者	相談員 小原 一樹 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け同意いたしました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印 続柄 _____

電話番号 _____

※ 本契約書・重要事項説明書に記名・押印し、それをもって契約開始となる。